

序章

計画策定の目的等

序章
計画策定の目的等第一章
住生活の現状と課題第二章
基本的な方針・目標第三章
施策の推進第四章
計画の推進に向けて

資料編

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

国においては、これまでの住宅の「量から質へ」の転換を図るため、2006（平成18）年6月に「住生活基本法」（2006（平成18）年法律第61号）が制定され、同年9月には「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定されました。これに基づき、沖縄県においても2007（平成19）年3月に「沖縄県住生活基本計画」が策定されました。

2021（令和3）年3月には新たな『住生活基本計画（全国計画）』を閣議決定し、災害等への対応や2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けた方向性を示すとともに、住宅セーフティネット機能の整備、既存住宅流通の活性化などの重要施策について積極的に進めていくこととしています。

那覇市においては、1999（平成11）年3月に策定した「那覇市住宅マスタープラン」を皮切りに、住宅政策を総合的に展開する際の指針のもと、住宅政策を推進してきました。その後、住生活基本法に定める基本理念にのっとり、同法第7条に定める地方公共団体の責務として、2008（平成20）年3月に「那覇市住生活基本計画」を策定しており、2014（平成26）年3月に1回目の見直し、2020（令和2）年3月に2回目の見直しを行い、本市の「住生活」全体の質の向上を目指し、住宅政策を展開してきました。

その一方では、人口の少子高齢化、中心市街地の人口減少やコミュニティ機能の低下などがみられるとともに、増加する住宅確保要配慮者への対応の充実や密集住宅市街地における住環境・防災面といった課題への対応等が求められている状況にあります。

(2) 計画策定の目的

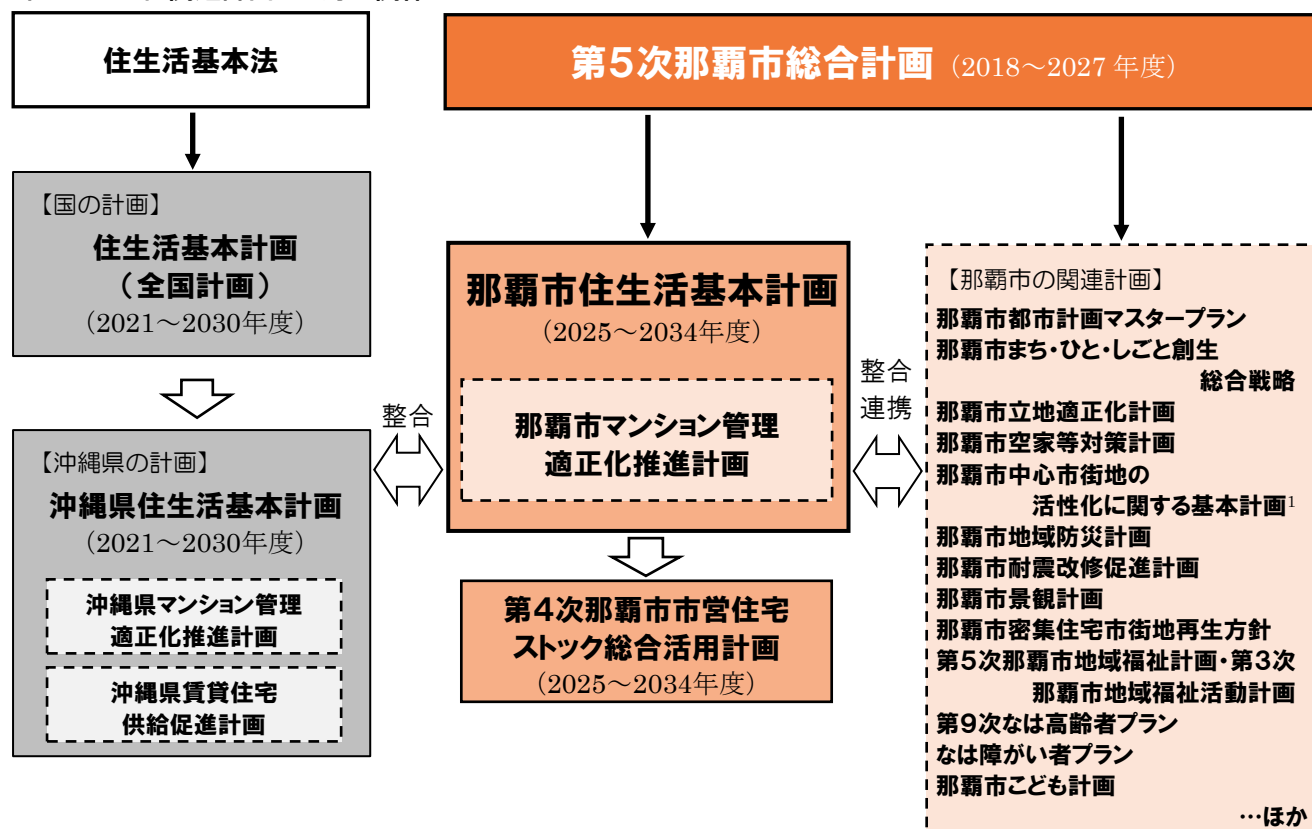
本計画は、住生活基本法に定める基本理念にのっとり、市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の基本的な方針、目標、具体施策等を定め、もって市民の豊かな住生活の実現及び県都としての魅力ある地域社会の形成等に資するため、上述した社会情勢の変化等を踏まえ、住生活基本計画の改定を行うことを目的とします。なお、2021（令和3）年3月に、「住生活基本計画（全国計画）」が改定されたこと、また、同様に2022（令和4）年8月に「沖縄県住生活基本計画」が改定されましたが、今回の本計画の改定は、こうした上位計画や国の動向との整合を図りつつ、本市の特性に応じた総合的かつ計画的な住宅政策を推進するとともに、「那覇市マンション管理適正化推進計画」を包含した計画として見直しを行うものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は「住生活基本計画（全国計画）」及び「沖縄県住生活基本計画」に即し、第5次那覇市総合計画を上位計画とし、関連する本市の各種計画との整合を図り、かつ本市の住宅特性等を考慮して策定します。

また、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」（2000（平成12）年法律第149号）（以下、「マンション管理適正化法」という。）第3条の2第1項に規定する「マンション管理適正化推進計画」を包含するものです。

図 0-1 上位関連計画との対応関係



3. 計画期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度を初年度とし2034（令和16）年度を目標年度とする10年計画とします。なお、社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じておおむね5年後に見直し、所要の変更を行うこととします。

4. SDGs への取り組み

本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の17の目標のうち、「目標11 住み続けられるまちづくりを」を中心に、SDGsの目標達成に向けた取り組みを推進します。

¹ 「那覇市中心市街地の活性化に関する基本計画」の終了年度は2026（令和8）年度である。なお、関連する次期計画として「（仮称）中心市街地商業等振興計画」を策定予定である。